

議案第 20 号

太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

太宰府市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 2月26日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者や他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を実施できるよう、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市水道事業給水条例（昭和40年条例第177号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第5項中「うけ」を「受け」に改める。

第9条第2項中「市」を「管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（次項においてこれらの者を「他の水道事業者等」と総称する。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第4項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。